

守山市ケアマネジメントに関する基本方針の策定について

1 目的

守山市では、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画以降、介護保険の理念である、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」の目的のもと、高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援が相互に関係しながら一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、第8期計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むこととしています。

地域包括ケアシステムの深化・推進には、地域住民、ケアマネジャー、サービス提供事業者やボランティア団体等ケアマネジメントに関わる全ての者が同じ方向性を共有することが重要となります。

このことから、ケアマネジメントに関わる全ての者が、目指す方向性を共有してケアマネジメントに取り組めるよう、ケアマネジメントに関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定してまいりたいと考えます。

2 基本方針策定に向けた検討について

(1) 今後検討する事項

- ・守山市が目指す自立、自立支援、基本方針として掲げる事項の整理等

(2) 事務局作成案について（別添）

- ・「基本方針」案

3 策定に向けたスケジュール

日程	会議等	内容
5月10日	第1回介護保険運営協議会	策定目的等の共有、意見交換
7月中旬 ～8月上旬	第2回介護保険運営協議会	基本方針案の検討
10月下旬 ～11月上旬	第3回介護保険運営協議会	基本方針の決定
3月中旬～	関係機関への周知	ケアマネジャー、事業所等への周知開始

守山市ケアマネジメントに関する基本方針について

守山市では、「自立」を『地域の中で生きがいや役割を持ちながら、自分の望む暮らしを実現できるよう、必要な社会資源を自己選択・自己決定し自ら主体的に取り組むこと』と定義づけ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、身体的・精神的・社会的にその有する能力に応じ自立した日常生活を営めることを目指しています。

そのためには、介護保険の理念である「尊厳の保持」と「自立支援」に基づき、介護支援専門員、個別サービス計画の作成者のみならず、地域包括支援センター職員、行政職員を含む、ケアマネジメントに携わる全ての者が、ケアマネジメントに関する基本的な方針を共有し、サービスの利用者に寄り添い、自立支援を進めることが大切です。

以上のことから、ケアマネジメントに携わる全ての者が、同じ目標を共有する中で、ケアマネジメントを進めるため、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）第1条の2（基本方針）を基柱として、守山市のケアマネジメントに関する基本方針を次のとおり定めます。

(基本方針)

- 1 指定居宅介護支援および指定介護予防支援ならびに第1号介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者ならびに第1号介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスおよび指定介護予防サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者および介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 4 指定居宅介護支援事業者等は、事業の運営に当たっては、守山市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。